

受理官庁 Z A	企業知的所有権委員会 (C I P C) (南アフリカ)	附属書 C Z A
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	南アフリカ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{1, 2}	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める ³ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則26の2.3) ?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁, オーストリア特許庁, 欧州特許庁 又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁, オーストリア特許庁, 欧州特許庁 ⁴ 又は米国特許商標庁 ⁵	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：南アフリカ・ランド (ZAR)	
送付手数料	ZAR 525	
国際出願手数料 ⁶	ZAR 22,660 (20,630) ⁷	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	ZAR 260 (230) ⁷	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	ZAR 3,410 (3,100) ⁷	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	ZAR 5,110 (4,650) ⁷	
調査手数料	附属書D (A T), (A U), (E P) 又は (U S) 参照	
優先権書類の手数料	ZAR 210	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 2 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である (2009年5月14日付公示 (P C T公報) 79頁参照)。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2015年6月4日付公示 (P C T公報) 92頁以降参照。
- 4 この官庁は、国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。
- 6 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (I B) 参照)。
- 7 括弧内の額は2021年6月1日から適用される。

Z A

企業知的所有権委員会
(C I P C) (南アフリカ) (続き)

Z A

受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人が南アフリカに居住している場合 要，出願人が南アフリカの非居住者である場合
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に登録されている弁理士又は組合
